

令和 7 年

総務委員会会議録

と き 令和 7 年 5 月 2 7 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年5月27日（火） 午前10時07分～午後0時09分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 こしば 新 副委員長 新妻 さえ子
委員 まつざわ 和昌 委員 大倉 たかひろ
委員 石田 ちひろ 委員 須貝 行宏
委員 松本 ときひろ 委員 西本 たか子

出席説明員 堀 越 副 区 長 久保田 企画経営部長
崎 村 企画課長 加 島 財政課長
宮 澤 税 務 課 長 柏 原 区 長 室 長
(定額減税調整給付金担当課長兼務)
藤 村 総 務 課 長 大澤 区議会事務局長
(秘書担当課長兼務)

○午前１０時０９分開会

○こしば委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、議案審査および委員長報告についてと進めてまいります。

なお、本日の委員会は、第６８号議案の審査が終わりましたら一旦休憩し、ほかの委員会での補正予算の審査終了後、当委員会を再開し、補正予算の総合審査を行いますので、ご了承ください。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

１ 議案審査

(1) 第６８号議案 専決処分の承認を求めることについて

○こしば委員長

初めに、予定表１の議案審査を行います。

(1)第６８号議案、専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮澤税務課長

それでは、私から、第６８号議案、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。お手元の資料の、品川区特別区税条例の一部を改正する条例に係る専決処分についてをご覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和７年３月３１日に公布、４月１日に施行されました。本件は、この改正のうち、本区で同日に施行する必要のある内容について、３月３１日付専決処分により、品川区特別区税条例の一部を改正したことをご承認を求めるものでございます。

項番１、概要でございます。令和７年度の税制改正において、二輪車の車両区分の見直しが行われ、軽自動車税（種別割）の税率に新区分が追加されました。これまでの原動機付自転車の車両区分は、白色のナンバープレートの５０cc以下のもの、黄色のナンバープレートの５０ccを超え９０cc以下のもの、桃色ナンバープレートの９０ccを超え１２５cc以下のものがございました。新区分の詳細につきましては、総排気量１２５cc以下で、最高出力を４kw以下に整備をされたバイクで、税率を年額２,０００円とするものでございます。

今回新区分が導入されましたのは、現行の５０ccの原付バイク、こちらが令和７年１１月の排ガス規制への適合が困難なことから、今後メーカーによる生産、販売が困難となるためでございます。

なお、資料４枚目に参考にチラシをおつけしております。ご覧ください。

新区分の交通ルールにつきましては、最高速度が３０km以下や二段階右折など、今までの５０cc以下の原付一種と同じになります。新区分も同じ白色のナンバープレートをつける形となります。

資料１枚目にお戻りいただきまして、項番２の改正内容でございますが、別紙に添付しております新旧対照表のとおり、規定整備を行っているものでございます。

次に項番３、施行期日は令和７年４月１日でございます。

最後に、項番４の専決処分とした理由でございますが、令和７年度軽自動車税は、４月１日時点の所有者に対して賦課決定するものでございますけれども、改正地方税法の公布日の３月３１日から施行日の４月１日までに議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

まず、4番の専決処分とした理由で、改正地方税法の交付、令和7年3月31日ということなのですが、当然専決処分せざるを得ないという状況だと思うのですが、これはこのようなものなのか。今回特別このような、専決処分しなければいけない状況になってしまったのか、いつもこのような状況が出てくるのですか。それはいかがでしょうか。

○宮澤税務課長

地方税法の改正に伴って、例えばですけれども、数年前に、やはり軽自動車税の種別割と、環境性能割というものができたときも、やはり3月31日が公布日で4月1日が施行日ということで、専決処分をさせていただいたという過去の経緯がございます。3月31日に法案が成立してというところで、4月1日から施行ということ、そして軽自動車税が4月1日が基準日となっているところから、時間にゆとりがないということで専決処分させていただきましたということです。

○西本委員

その流れは分かるのですけれども、3月31日に決めて4月1日からということはある得ないではないですか。議会もあるし、それで、国のことなので皆さんに関係ないのですけれども、でも、これは地方にしてみれば、本来は専決処分ではなくて、きちんと条例を変えていく形で審議すべきものだと思うのです。ですから、このようなことをやられてしまうと、全部専決処分にすれば終わりなのという形になってしまうので、なぜこのようなものか、分かります。品川区がどうこうできるものではないということは分かっています。だけれども、このようなケースが非常に多くなるのか、たまたまこうなっているのですよなのか、今後もこのようなものはあり得るよという話なのか、その度合いを教えてください。

○宮澤税務課長

地方税法の改正の内容というものが、いわゆる住民税に係るものなどがあります。そのうち、特に軽自動車税に係る部分というものが4月1日が基準日というところで、専決処分ということになる可能性が高いというところでございます。

○西本委員

この間国の動きというものが、突発的なものが多くて、それは地方にしてみれば、なかなか話し合う場を設けられないというようになって、通年議会というようにするということもあれば、いつでも議会が開かれると。これ議会改革の1種になるかもしれませんけれども、そうやっていくことも必要なのかなと、これは皆さんにはあまり関係ないと思いますが、この間、去年も突発的に補正予算を組まれたりなどしている部分があるので、私たちもそれに対応していかなければいけなくなっているのかななどということを少し感じました。国はやはり地方のことも考えてやってほしいなという要望も必要かなと、これは意見として言わせていただきたいと思います。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

○石田（ち）委員

私も今の西本委員と同じような思いなのですが、でも国がこうにしてくれているし、ここがこのような期日なので、致し方ないのかなという思いはありますが、今回は車両区分の見直しというこ

とで、この総排気量125cc以下で、最高出力を4.0kw以下に制御したバイクというものがどのようなバイクなのか、ちょっとイメージがつかないのですけれども、1番の概要の一番下に、現行の50cc原付バイクは、排ガス規制への適合が困難であるので今後の販売が困難になるということは、もう作られなくなるということでもいいのか、この排ガス規制への適合が困難ということはどのようなことなのか、伺いたいと思います。

○宮澤税務課長

新区分の車両という部分でございます。50ccの原付自転車があつて、オートバイ等が、いわゆる排気量というところで50cc、125ccというものがあつて、その排気量、いわゆるエンジンから排出される二酸化炭素の排出量ではなくて、一酸化炭素や炭化水素などの化学物質の排出、そこが50cc以下のオートバイだと、この新しい排ガス規制の対象になるには相当のコスト等がかかってくるため、今後新たな50cc以下の排気量でのオートバイが生産されなくなってくる見込みというところでございます。ですから、新たな125cc以下で出力を抑えられた、50cc相当に抑えられたオートバイというものが取って代わってくるというようなイメージでございます。

○石田（ち）委員

そうしたら、今50cc以下の原付に乗っている方は、今後もずっと、もし大事に乗っていくという状況であつた場合、どうなっていくのですか。

○宮澤税務課長

現在乗っていらっしゃる50cc以下については引き続き乗っていただけますし、もしそのオートバイをどなたかに譲渡する場合、引き続き50cc以下原付としての登録もできるというところでございます。ただ、11月以降は、新車で販売流通というものはなくなるということです。

○こしば委員長

ほかご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第68号議案、専決処分の承認を求めることについてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第68号議案、専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前10時19分休憩

○午前11時24分再開

○こしば委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(2) 第67号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算

○こしば委員長

それでは、(2)第67号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算についてを議題に供します。

説明に入る前に、各所管委員会における審査結果について、各委員長より申し送りを受けておりますので、ご報告いたします。

第67号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算につきましては、先ほど区民・厚生・文教の各委員会で所管に係る審査を行い、いずれも全会一致で原案のとおり決定した旨、各委員長より申し送りを受けております。

当総務委員会では、これらの審査結果を踏まえ、総合審査を行います。

それでは、本件について、理事者よりご説明願います。

○加島財政課長

それでは、私から、第67号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

個々の事業内容につきましては、所管の各委員会において審査いただいているところでございます。改めて全体を説明させていただき、審査をお願い申し上げます。

今回の補正予算は、猛暑が見込まれる今夏において、熱中症予防および物価高騰対策の両面から、飲料配布による高齢者への見守り支援を行うほか、物価高騰下における緊急経済対策として、商品券のプレミアム率を25%に拡大するための経費等を計上するものでございます。

補正予算書の6ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

上段の表、歳入は14款都支出金および17款繰入金、歳出は3款民生費および5款産業経済費で、

それぞれ５億８，３４６万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２，３５３億４，６４６万３，０００円とするものでございます。

恐れ入ります、ページが飛びまして、１２ページをご覧ください。

歳出からご説明申し上げます。

３款民生費、１項社会福祉費、４目高齢者福祉費につきましては、２億８，３６９万５，０００円を追加し、８９億４，７１８万３，０００円とするもので、７５歳以上の高齢者のいる世帯に対し、熱中症予防として飲料を配布するとともに、高齢者の見守り支援を行うための経費を新規計上するものであります。

以上によりまして、１項社会福祉費の計を３５２億４，９８５万８，０００円とするものでございます。

次に、２項児童福祉費、１目子ども育成費は１５７万４，０００円を追加し、６３億８，０１８万５，０００円とするもので、中原児童センター改築工事におけるインフレスライドの増額分を追加計上するものでございます。４目保育入園調整費は３３７万９，０００円を追加し、４６億５，３４３万２，０００円とするもので、中原保育園本園舎整備工事におけるインフレスライド増額分の追加計上および保育所等における食材費、光熱水費等の高騰に対応するため、ぷりすくーる西五反田における物価高騰相当分を一律に給付し、安定的な運営を支援する経費を新規計上するものです。５目保育施設運営費は４，８８２万５，０００円を追加し、先ほどと同様、公設民営保育園、私立保育園、地域型保育施設、認証保育所、認可外保育施設、私立幼稚園における物価高騰相当分を一律に給付するための経費を新規計上するものでございます。なお、保育所以外の部分につきましては、特別養護老人ホームや障害者支援施設等につきまして、東京都の令和６年度最終補正予算により都が直接補助を行っている状況です。

１４ページをご覧ください。

以上によりまして、２項児童福祉費の計を６６９億２，０４４万２，０００円とするものでございます。

次に、５款産業経済費、１項産業経済費、１目産業経済費は２億４，５９９万円を追加し、３９億９，６３２万４，０００円とするもので、区内消費の喚起を図るため、秋の区内共通商品券およびデジタル商品券のプレミアム率を１０％から２５％へ引き上げるほか、それに伴い、発行額を４億円から６億円に拡大するための経費を追加計上するものでございます。

恐れ入ります。戻りまして、１０ページをご覧ください。

歳入をご説明いたします。

１４款都支出金、２項都補助金、２目民生費補助金は４，１５３万４，０００円を追加し、９４億４，５１３万２，０００円とするもので、６節子ども家庭支援包括補助金の追加および保育所等物価高騰緊急対策事業費の新規計上であります。

以上によりまして、２項都補助金の計を１５６億４，６６３万６，０００円とするものであります。

次に、１７款繰入金、１項基金繰入金、６目財政調整基金繰入金は５億４，１９２万９，０００円を追加し、１９億１，０１９万４，０００円とするものです。

以上によりまして、１項基金繰入金の計を１８８億６，０８３万９，０００円とするものでございます。

私からの説明は以上でございます。何とぞご審査のほどよろしくお願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

補正予算の審査は、各所管委員会の審査結果を踏まえた総合審査でありますため、個々の細部にわたる質問については、理事者が答えられる範囲でご答弁をいただきまして、あくまでも総合的、包括的な

審査をしていただきますようお願いいたします。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

今回の補正予算で、物価高騰と熱中症等から区民を守るという、そういった中身の補正予算だと思うのですが、私たちも共産党区議団として、5月の初旬に深刻な物価高騰から区民の命と暮らし・営業を守る緊急対策を求める申し入れを区長に対して行いまして、この中でも、熱中症対策として、見守り体制の仕組みを作してほしいということを、これは去年から申し入れていたのですが、そういった意味では、今回の飲料水を届ける、そして、アンケートも取られて見守りの1つにもなっていくということだったので、よかったなといえますか、そういった事業が迅速にされたというところではよかったなと思うのですが、今私も厚生委員会を少し傍聴しましたが、様々ご意見が出ていまして、そういった中で、厚生委員会の所管外のところで伺いたいのですが、やはり熱中症対策というところになると、水分も大事なのですが、やはり大本のところでは、エアコンなどもあるけれども電気代が心配でつけられない、もうそもそもエアコンがついていない。そういったところの対応が必要なのではないかなと思うのですが、東京都監察医務院のホームページを見ると、去年の熱中症死亡者が、東京都内、屋内死亡者が64人で、そのうちの38人がエアコンが設置してあるのに使っていないという。そのために熱中症で亡くなったというデータが出ているのです。そして15の方がエアコンは設置されていないということだったのです。ですから、こうした今回の飲料水の配布で、アンケート等も取られる中で、こういったエアコンについても聞く項目というものはあるのかどうかということ伺いたいということと、やはりこのようなところへのエアコンの設置とか、エアコンを使うための電気代の補助とか、そうした対応を区としても求められているのではないかなと思うのですが、そこはご検討などはされているのか伺いたいと思います。

○加島財政課長

まず、お尋ねいただいたうちの1点ですが、今後事業者とのプロポーザルを行いますので、アンケートの内容は詰めてまいります。エアコンの使用頻度や水分量をどれくらい取っているかということについては、必須項目になってくるものと考えております。

それから電気代の補助についてということなのですが、こちらはなかなか区としては難しいかなと思う面がございます。区で電気をつくって区民の皆様にお渡しをしているのであれば、その分の料金設定というところで、今回都の水道料金のように調整が可能かと思うのですが、区のほうで電気代を直接補助しようとした場合には、交付金のように、恐らく現金での支給といったところになるかと思いますが、そうしますと交付金というものは莫大な事務費がかかってまいります。その観点から、今電気代の補助は考えておりませんが、国のほうで今後7月、8月、9月、電気代支援が入ってまいりますことと、5月以降も燃料価格の下落によりまして、6月支払い分の電気代のほうから値下がりをしていくというような報道も見えておりますので、今区のほうではこちらの飲料水の配布による見守り支援を予算化させていただきました。

○石田（ち）委員

分かりました。電気代を直接補助することは難しいということですが、この間も物価高騰やエネルギー価格の高騰ということで、何というのですか、電気代は直接ではないですが、やはりエアコンの設置の補助や、それをさらに増額するなど、そうしたことはできると思いますので、引き続き熱中症予防という観点から、対策を進めていっていただきたいなと思います。

○こしば委員長

ほかに質疑はないですか。

○西本委員

まず確認なのですが、歳入のところに基金繰入金もあるのですけれども、民生費の中で、これ10分の10になっているのです。それで、財政調整基金繰入金、5億4,000万円余で、歳出のところが、高齢者福祉費に2億8,300万円余です。ということは、これ多分財政調整基金のところから出していると思うのです。要は、品川区のお財布から出ていったということだと思うのです。その残り2億何がしかのものというものは、プレミアム商品券ということで計算された形になっていますという理解でいいでしょうか。確認したいのですけれども。

○加島財政課長

今回財政調整基金繰入金ということで、5億4,000万円余の歳入を組んでおりますけれども、こちらのほうが、まず補正予算書の13ページ、高齢者福祉費の見守り支援としての2.8億円余、それから15ページのプレミアム付区内共通商品券の助成、デジタル商品券発行事業、合わせての2.4億円余、それから、すみません、ページ戻って恐縮ですけれども、13ページのところに保育所の物価高騰対策支援を入れております。この中の保育所のうち、公設民営の保育所、それからぷりすくーる西五反田、私立幼稚園につきましては、これは都補助ではなくて、区の一般財源での対応となりますので、その分での基金繰入金となります。

○西本委員

分かりました。少し数字が合わないなと思って、民生費のほうの児童福祉費のものが繰入金から行っているということですね。分かりました。

それで、まず社会福祉費のほうなのですが、見守りのほうなのですけれども、私も先ほど厚生委員会の傍聴をしていました。だから、細かい話はそれであったのですが、まず非常に不思議な点が何点かあって、なぜ当初予算で見なかったのですか。当初予算に入れるべきではないのか。なぜかという、もう今回の補正予算が決まって、それで業者選定になって、実際の配布は7月中旬、それで9月ですね。そうすると、準備がかなりタイトになるのではないかとこのところがあるので、何か部長の答弁の中では、今までいろいろ検討していたが、かなわなくて今回だったというのですけれども、ではなぜ今という、とてもタイミングが不思議でなりません。なぜ当初予算に入れられなかったのですか。去年からそのような話があって、常々そのような議論があるのであれば、当初予算、去年からいろいろと準備が進められたはずですよ。なぜ言うかという、業者がアンケートを取ったりするのです。それで、厚生委員会の中でも議論がありましたけれども、見守りに行くでしょう。そうすると、例えば新聞をいっぱいため込んでいたり、緊急事態があったりなどする。そのような物理的なことがあればある程度緊急だと分かると思うのですけれども、何かしらあると思うのですが、ただ高齢者と話をしているそれを判断するということは、すごい大変だと思うのです。専門家ではないし。そこまでお願いしようという前提であるならば、やはり準備期間はある程度必要であって、どのようなアンケートを取るのかということも、ある程度の検討という期間が必要だったのではないかと。去年からそのような話ができていれば、当初予算にそれは組み込めたわけです。そのような検討もなく、唐突に今の時期にポンと出てきたということではなぜなのですか。ここだけは分からない、所管だと言われれば所管かもしれないのですけれども、でも財政課の中では、いろいろな査定をやっているわけだから、今回の補正予算も決めているわけだから、ある程度その辺の議論は所管とされているのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○加島財政課長

まず当初予算で要求がなかった理由、予算化されなかった理由、それがなぜこの5月補正で対応するのかというところですけども、厚生委員会での答弁と重なる部分もございますが、予算編成後、議会のほうに予算を提出しました、今年の2月末頃になりますけれども、気象庁のほうで今年の夏も猛暑という発表がなされております。こちら、昨年度もかなり暑い日々を更新したような記録の日々が続きましたけれども、暑さによる身体的負担や熱中症による緊急搬送の増加というものが、今年もまた想定されるということの考えに至りました。また、同じく消費者物価指数につきましても、令和7年の1月から3月までの間で3%から4%の上昇というところで推移してきております。これ、エネルギー価格含めた消費者物価指数となります。また、それに対しまして、令和7年度の年金額というものも今年に入ってから発表されましたけれども、こちらは1.9%の引上げ率となっております、消費者物価指数の上昇率を下回っているところになります。そのため、エネルギー価格の高騰等によるエアコンの使用控えというものも、他の委員からございましたけれども、懸念されたところになります。電気代そのものにつきましては、経済対策として国が支援を発表いたしましたけれども、基礎自治体として、気象庁からこのような発表と、また物価がこのような上昇をしているという中で、区としても何かできることはないかというところで、今回5月補正で飲料配布による高齢者の見守り支援実施の必要性があるということで、予算の提案をさせていただいたものでございます。

○西本委員

去年が相当暑くて問題になって、確かに時間の経過がないと、予測はある程度ないと分からないということはあるにせよ、でも、ここ数年間のスパンで見ても、とても猛暑が続いていて、熱中症で亡くなっている方というのは社会問題になっているわけです。そうしたら当然ながら、去年の段階で話し合いがされて当然なのではないですか。急に今年になってから猛暑のようだからといって、当初予算に間に合わなかったということは、とても、何というのですか、感知能力が何か足りないなと思うのですけれども、去年も相当問題になったのです。そうしたら去年の段階で、来年はもっといろいろ考えようという話にはならなかったのですか。その辺がなっていたら、当初予算に入れ込むこともできたのではないですか。なぜ入れ込むことができなかったのですか。私はそれは、タイミングといっても、ここ数年間の気象状況を見れば、当然ながらそのファクターというものはあるわけであって、いきなりここにとってつけたように来て、それで準備もままならない状況、業者もどのような状況でやってくれるかも分からない、そのようなことで見切り発車するということは、私はどうかなと思うのですが、いかがですか。

○加島財政課長

昨年も暑い日が続きましたので、こちらにつきましては、区として、それが補正予算の提案ではございませんでしたけれども、予備費を使って、熱中症対策として庁舎などでも水の配布などをさせていただいたところでございます。そういった状況を受けた中で、次年度、つまり令和7年度に向けて、こういった熱中症対策の検討がなされなかったのかというご質問かと思えますけれども、検討はしてまいりました。所管からも、高齢者を支援する必要性があるということは、例年の緊急搬送件数からも意見として聞いているところです。ただ、検討段階ではなかなか見守りのほうのスキームというものが詰まっていない部分がございます。飲料水を配って終わりというだけでは、高齢者の方々の安全につながってはまいりませんので、区といたしまして、そこのスキームをどう詰めていくのかということが課題でもございました。そういった中、所管のほうでも引き続き課題意識を持っていた中で、2月の末に気象

庁の発表がなされまして、今回5月補正、物価対策、それから熱中症予防・見守り支援でいく中で、所管のほうとスキームを詰めて、今回提案させていただいたものになります。

○西本委員

スキームもまだ全然決まっていないではないですか。業者の選定もこれからなのでしょう。中身も分からない、研修するののかも分からない。スキームがといっても、今の段階でも私は納得いくスキームになっていないと思います。現実難しいです。これから5月、明日から選定するのもかもしれないですけども、それで業者が決まって契約案件でしょう。区との契約だから、また総務委員会などでいろいろもまなければいけないでしょう。だからどんどん遅くなってくるのです。本来は、熱中症は6月や7月がピークです。いつから現実的に配れるのかといったら、かなりずれてくるのではないですか。というように、私はスキームというものの、何か考えているのであればもっと進んでいるはずだと思いますので、やはり見切り発車的なところの要素があり過ぎるなとも思っています。

それと配送業者がいて、これ一番問題が、トントンとノックしても開けません。今、警視庁のほうでも防犯という形になって、開けないでくださいというような指導もしているのです。それでなくても出ません。私も今見守りで地域の方を伺っていますけれども、出てきません。だから、そうしたら配送業者は2回ぐらいは行くだろうと。あとはコールセンターにかかってきたものだけを、かかってきたら届けるというように切り替わると言っていました。ではこれ何%が目標なのですか。2割、それとも9割方の方々に届けるという前提で計算されているのかということが1点です。

それから、配送業者もめっちゃめっちゃ時間がかかると思うのです。暑いし。それを何回も何回もとは行けないから2回で終わる。それにアンケートを取らなければならない。ではどれぐらいの人が必要で、そこは業者が決めるからいいですよということかもしれないけれども、でも単価というものがありますよね。1世帯につき幾らということが出てくるではないですか。単純に計算として。仮に2回というようにして、平均2回という形になったら幾らぐらいになるかなど、そうすると、契約金として8,000万円ぐらいになっていますけれども。それ以上の金額も提示される可能性はあります。その細かい計算はしているのですか。

○加島財政課長

まず目標とする件数ですけども、予算件数は3万6,600世帯で見積もっております。こちらは75歳以上の高齢者の全世帯に当たりますので、区としては全ての方にお届けすることが目標でございます。

それから、配送は2回で終わらせるというようなご趣旨だったのかもしれませんが、一旦見積りを取る上で、本配送、不在配送というところの2回でまず見積りを取らせていただきました。その上で3万6,600世帯に必要な配送料、それから保管庫、コールセンター等の対応等を含めまして、今回予算額として提案させていただいたものになります。

○西本委員

これ、例えば1回で済みませんでした、3回行かなければなりませんでしたなど、あとは非常に暑くて対応が必要だなど、契約の金額を変えてくれということもなきにしもあらずです。これ初めてのケースなので、どのぐらいかかるか分からないわけです。業者の方々は、多分通常の配送からの算出でやっているのだと思うのですけれども、そこにアンケートを取らなければいけない、それから出てきたご高齢の方々と話をする、きちんと対応してアンケートを端末に入力する、そしておかしかったらそれを報告するという、いろいろな手間がかかってくる。業務外のことももしかしたら出てくる可能性もあ

るのです。そうなった場合に、契約金というものはこのままなのですかということが1点、途中で変えるということもあり得るのか。私は、それも踏まえていかないと、とても無駄になってしまうのだらうなと思います。

それから2点目が、もちろん3万6,600世帯、分かります。これ100%、当然です。やるのだったら100%。でも、実際そうはいかない。それで、厚生委員会で本数が出ていました。87万8,400本です。それを5%が配れなかったとしても、4万本程度余ることになるのです。これすごい量なのです、考えてみると。これ無駄にしてしまうと、税金が無駄になってしまうのです。これは非常に税金の無駄遣い。目標値はいいです。100%やりたいという意気込みは分かるけれども、いろいろな高齢者のことを、状況を考えたりしたら、結果によっては非常に無駄が多くなるのではないですか。8割で20%違うだけでも、相当税金を無駄遣いします。それを想定した形で、これは予算をかけているのでしょうか。いかがですか。

○加島財政課長

まず1点目の契約の件ですけれども、高齢者と話してアンケートを取る、それからアンケートの結果、この方の状況について懸念がある場合には区のほうに連絡をするといったことは、業務の中の仕様として入ってまいりますので、これについて業務が生じたからといって、契約金額が即座に動くことではないと考えております。まずは予算額の中で対応するということです。その上でですけれども、仮定の話にはなりますが、対象件数のほうが著しく伸びたり、物品が足りなくなるぐらい発送しなければならなくなったというような場合につきましては、契約金額の変更ということも恐らく必要になってくるのではないかと考えております。

それから不在者のところに届かずに、飲料が届かないまま終わってしまうということは、私ども区のほうでも最も懸念しているところ、恐れるところでございます。そのため、昨今高齢者の方々につきまして、特に単身世帯の方々、なかなかドアを開けていただけないというお話も耳にしておりますので、配達時にはきちんと身分証や、区から来たということが分かるものを提示すること、本配送でお届けできなくて不在となった方の場合にも、例えば再配達の依頼を待ってお届けするのか、それともまたこちらから積極的にアポを取っていくのかといったところにつきましては、今後プロポーザルで、事業者の知恵も借りたいと考えているところでございます。

○西本委員

長くなってしまっ、申し訳ない。長いですね、ごめんなさい。まとめたいと思うのですけれども、すみません。

まず高齢者は出てこないのです。ピンポンとやっても出てこないのです。それで、身分証を見せる、出てこないからきつと身分証は見ないです。という、まずそこでハードルがあるのです。まず出てこない。それは恐らく1割、2割のところではないと思います。それで出てきたら身分証明書を出して、こういう者ですといっても、後から、多分それで犯罪が起きる可能性もあります。模倣犯のような。それも多分検討されているのだと思います。当然そのような方も出てくるだろうと。もしも被害があったらどうするのですかということ、それも想定していなければいけないですね。犯罪に対して、区としてどのように責任を取っていくのか。これも必要なことです。ですから、その犯罪に対しての対応をどう考えるのか、区の責任はきちんと取ってくれるのですよねということです。そこをきちんと認識されていますかということです。

最後にですが、1つ要求がある。ペットボトルを送るでしょう。

○こしば委員長

まとめてもらってよろしいですか。答えられる範囲の質問で。

○西本委員

すみません、これ大切なのでいいですか。ペットボトルの蓋は高齢者になると開けられないのです。それをすごく言われました。蓋開けの、何かあるではないですか。それも入れなければいけないよねとか、ではその使い方は分かるのかと。使い方が分からないよねなどということもあるのです。

それで、高齢者の方から非常に言われたことが、これ最後意見でまとめますけれども、要らないと言われていて、要らないと本当に言われています。何も、もうこのようなものは要らないよ。水もありがたいけれども、でも運んでくれる方が大変なので要らないのですよと一様に言われて、私はこの週末、かなり聞いています。このようなものは要りませんと。だから、本当に問題はそこなのかということなのです。見守りは地域の人もやっているし、民生委員もやっているし、もう少し準備を周到にするとか、民生委員との協力をするとか、町会と協力し合うとか、そのようなことをなぜ考えた上でやらないのかな、ちょっと見切り発車的な要素が強過ぎるなと思いますので、私はこれに関しては準備不十分、税金の無駄遣いに近い状況になってしまうのではないかと非常に心配をしているということだけ、意見を言わせていただきたいと思います。

○須貝委員

今回の品川区の熱中症対策で、高齢者全世帯に飲料水などを宅配するというので、それはそれで私はいいいことだとは思いますが。ただ、先ほど西本委員からありましたけれども、時間もかかる、配布するにはということを考えると、恐らく優秀な品川区の財政・企画課の皆さんは相当前から考えられたと私は思うのですが、この時期に公表するということは、何かさも選挙対策に利用されているような、そのような疑惑を持たれるようなことをやることは避けたほうがよかったのかなと私は思います。

そして、飲料水はいいのですけれども、去年の秋から今年5月まで、ずっとお米の問題が、もういろいろなテレビ局でやっていたら、飲料水もいいですが、やはり生きていくためには、お米、食べるものというのが大事なので、私はそのようなことも考えてほしかったなと。

そして、今回配達時に1回だけ見守るということですが、見守るならば、本来その方の身近にいる、例えば町会、自治会、それから民生委員の方に協力して、何度も足を運べるような、その方をケアできるような、そのような人たちを私は選んでもよかったのではないかなと思います。

そして、先ほど防犯の話もありました。今真っ昼間でも、玄関のキーを、ドアを開けたら、本当に中に押し入ってくるということは、新聞に本当にたくさん出ています。このようなことが、例えば品川区で今公表して、高齢者世帯に限って配布しますよ、これを公表して、中には、では押し入ってやろうなどという、そのようなことが起きる可能性もあるならば、私は今の時期にこのような配布のやり方は、少し検討したほうがいいのではないかなと思います。

質問というよりは意見だけ言わせていただいて終わります。

○西本委員

先ほどの質問の答弁をいただきましたかったので、安全面の保証の件と、区の責任はどこまでありますか。それから蓋の件、法で決められるということではないと思うのですけれども、その2つ、ご答弁お願いします。

○こしば委員長

所管を超える話も出てきたと思います。答えられる範囲で答弁してください。

○加島財政課長

まず安全面の件ですけれども、こちらについては賛否両論あるかと思いますが、例えばですけれども、事業者からの提案によっては、鍵を開けてドアをフルオープンにしてお話しするというのではなくて、ドアロック越しにお話しすることができるとかと思います。その代わり私どもとしては、荷物を配送業者が玄関前に置いていくことになってしまうので、高齢者の方がなかなか中に運びづらいという点もございます。ですから、区広報等で、ホームページで大々的にお知らせしていくことも大事ですけれども、民生委員協議会など、そういった活動を通じて、口コミでこういったことをやっていくよ、このような方が来るよということを、信頼するまちの住民の方たちの間で周知していくということが大事なのかなと考えているところです。

見守りの回数は1回ではなく、2回行ってまいります。それ以外にリスクがある方がいらっしゃいましたら、支え愛・ほっとステーションや民生委員といったところにおつなぎをして、継続した支援を行っていこうと考えているところです。

それから、区の事業の過程で確認されているように、犯罪が発生したらということなのですけれども、こちらにつきましては、今仮定のお話なので、では実際発生したら、区としてはどう責任を取りますということについて、明快な答弁は難しいですが、警視庁から出向している生活安全担当などの課長がいますので、そういったところと連携して知恵を借りながら、事業の執行の過程で高齢者の方々に喜んでいただける、なおかつ支援につなげていけるようなスキームにしていきたいと思います。

あと蓋の件につきましては、申し訳ございません、こちらは高齢者福祉課のほう、所管のほうにお伝えさせていただこうと思います。

○こしば委員長

よろしいですか。ほか質疑はございませんか。

○新妻副委員長

1点だけ。長くなりましてすみません。

委託料ということで、ここには書かれております2億8,300万円余ということになっておりますが、これは商品代がここに含まれているということの理解でよろしいでしょうか。そして厚生委員会の資料では、1回当たり4,000万円相当というように書かれておりますけれども、そうすると、お一人当たり2回ということなので、お一人当たり8,000円分、金額に換算すると8,000円相当の支援というように受け取めてよろしいのでしょうか。

○加島財政課長

まず、今回お出ししました委託料の2億8,000万円余の中には、商品代も含まれております。見守り支援としての委託ということを考えているところでございます。

それから4,000円相当のということですが、こちら1回の飲料の配送で、12本を配送させていただきます。その12本を2回分、24本で、配送料も含めて4,000円相当という形になります。

○新妻副委員長

ありがとうございます。そうすると、お一人4,000円相当の支援ということで、この暑いさなかの熱中症対策ということで、かなり報道でも取り上げられて話題になっておりましたし、地域でも結構話題になっていて、何か届けてくれるんだよねということでの地域の問題性はあったかなと思います。確かに様々、今後しっかり見守りができて、商品がその対象の方に行き渡るということが大事かと思

ますので、いろいろなところで周知をしていただきながら、地域の中でも、それは品川区からのお届け物なのだということが広がって、その対象の方が、これは受け取っていいのだなという、そのように認知が広がるように、周知の部分はご尽力いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成ですけれども、やはり、先ほども言いましたが、エアコンの設置の補助、そして電気代も直接は難しいという話でしたけれども、生活保護受給者の方々などには、夏季加算という形で、直接電気代という形ではないですが、そのような形で支援はできると思いますので、そういったことも考えて、安心してエアコンをつけられて、そして品川区からも飲料が届くとなったら、もう大分安心なのではないかなと思いますので、そういった面も考えていただきたいと思います。賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。少し意見だけ、もう少し考えてみますと、今回いろいろな委員からも厚生委員会の話が出ていて、多分課題はいろいろあるのだろうと思います。それでも今回1回やってみることによって、アンケートもやられるし、あと訪問した結果、結局、先ほど西本委員がおっしゃられた開けない人、多分いっぱい出てくるのだろうと思います。それが品川区として現状が把握できることが1つ、肯定的にも捉えられるところもあるのかなと、課題は私も多いと思っています。それを捉えた上で、今後このような、ある意味人海戦術を使うようなやり方が見守りの中でいいかということは、そこで課題も出てくるのかなと思っています。これ見守りはこの事業だけではなく、品川区にいろいろな見守り事業がありますけれども、民生委員の方も含めて、いろいろな方をお願いしながらやっている。だけれども、本当に見守りというものが、そのような人対人でやっていくことが、今後の日本社会でも、品川区でも、いいのかなということが、多分この事業をやることである程度分かってくるのではないかと思います。そしてどうするかと考えたときに、人と人というものは、先ほどの強盗の件や詐欺の件などがあって、結構限界も来ているのではないかと私は思っていて、そうすると見守りというものは、今は電子端末でもある程度できる部分が出てきているので、この事業を踏まえて品川区の見守り事業、高齢者の見守り事業というものはもう1回整理してもいいのではないかと考えております。このようなこともいろいろ、課題はあるということは私も認識しておりますが、本件については一応賛成というように申し上げます。

○西本委員

非常に問題があるということで、私は反対になります。

先ほども言わせていただきましたが、やはり準備をきちんとしていないという感は否めません。やはりいろいろな問題がある、セキュリティの問題もあるし、犯罪の問題もあるし、高齢者の実態をどこまで把握してこれを出したのかなと思うのです。松本委員も言ったように品川区はいろいろな見守りをやっているのです。地域の方々も含めいろいろな方々がやっている。だけれども、それを含めて、やはり短絡的に考えるのではなくて、十分な議論、十分な状況把握、そうしないと税金ですから。税金使うわけです。無駄にはいけないのです。1円たりとも。100%できるという保証はありません。絶対無駄が出てくるのです。その無駄の範囲が、私は許容範囲外だと思っています。なぜならば、準備が不十分だから。それも100%が目標だ。それはいいですよ。だけれども現実が違う。ではどこに目標を持つのですか。どのぐらいのロスはあるのですか。そのロスはよしとするのですか。というぐらいの気持ちがあるのかどうか。あまりにも税金の取扱いを安易にし過ぎている。議論が足りない過ぎる。準備が不十分。残念で仕方ありません。

それで、高齢者で水などは要らないよと言われている人も多い。では何が必要なのか。もしかしたらエアコンの設置かもしれない。いろいろな必要なものがあるではないですか。ちょっと短絡的に、思いついたようにやる事業というものは、私は賛成しかねるということで、今回は反対させていただきます。

○こしば委員長

それでは、これより第67号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算を採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 委員長報告について

○こしば委員長

最後に、予定表2の委員長報告についてを議題に供します。

議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ありがとうございます。

それでは、正副でまとめさせていただきます。

以上で、委員長報告についてを終了します。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。

○午後0時09分開会